

総行女第8号
令和元年6月17日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

】 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
（公印省略）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律等について

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）（以下、「改正障害者雇用促進法」という。）が令和元年6月14日に公布されるとともに、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第13号）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第33号）が、同日に公布されました。

これらを受けて、厚生労働省から地方公共団体の各機関の任命権者に対し、改正障害者雇用促進法等の公布について通知されるとともに、同省から当省に対して、令和元年6月14日付け職発0614第11号（別添）により協力依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても、改正障害者雇用促進法の趣旨を十分ご理解の上、適切に対処いただきますようお願いするとともに、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知をお願いします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】

総務省 自治行政局 公務員部 公務員課
女性活躍・人材活用推進室 原、村松、堀田^{ほりた}
電話：03-5253-5546（直通）

職発 0614 第 11 号

令和元年 6 月 14 日

総務省自治行政局公務員部長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律等について

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 36 号）については、本年 3 月 19 日に第 198 回通常国会に提出され、6 月 7 日に可決成立し、本日公布されたところである。

また、本日、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 13 号）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 33 号）が公布されたところである。

これらの内容について、今般、別添により都道府県の各機関に通知したところである。また、市町村の各機関に対しては当省都道府県労働局より通知することとしている。

については、貴職におかれても上記につき御承知おきいただくとともに、都道府県及び市町村に対し、適切に助言・啓発されたい。

職発 0614 第 10 号

令和元年 6 月 14 日

都道府県の各機関の任命権者 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律等について

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 36 号）については、本年 3 月 19 日に第 198 回通常国会に提出され、6 月 7 日に可決成立し、本日公布されたところである。

また、本日、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 13 号）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 33 号）が公布されたところである。

これらの主たる内容は下記のとおりであるので、その趣旨を十分理解の上、適切に取扱うとともに、都道府県知事部局におかれては、下記内容について、貴都道府県所管の地方独立行政法人に対して周知されたい。また、本法の施行に当たっては、都道府県労働局との連携にも特段のご配慮をお願いする。

なお、施行期日が公布の日から 3 月を超えない範囲内において政令で定める日以降の改正項目に関する政省令等の整備については、今後、順次行うこととしている。

また、別途、貴都道府県の他の各機関の任命権者に対しては当職より、貴都道府県内の各市町村の機関に対しては当省都道府県労働局長より、それぞれ同様の通知を送付していることを申し添える。

第1 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律関係

1 障害者の活躍の場の拡大に関する措置

(1) 国及び地方公共団体の責務規定の改正（公布日（令和元年6月14日）施行）

国及び地方公共団体は、自ら率先して障害者を雇用するとともに、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるほか、事業主、障害者その他の関係者に対する援助の措置及び障害者の特性に配慮した職業リハビリテーションの措置を講ずる等障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するように努めなければならないこととすること。（第6条関係）

(2) 障害者活躍推進計画作成指針等（令和2年4月1日施行）

イ 障害者活躍推進計画作成指針

- ① 厚生労働大臣は、国及び地方公共団体が障害者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進（以下「障害者である職員の職業生活における活躍の推進」という。）に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、障害者雇用対策基本方針に基づき、ロ①の障害者活躍推進計画（②において「障害者活躍推進計画」という。）の作成に関する指針（以下「障害者活躍推進計画作成指針」という。）を定めるものとする事とすること。（第7条の2第1項関係）
- ② 障害者活躍推進計画作成指針においては、障害者活躍推進計画の作成に関する基本的な事項、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項等につき障害者活躍推進計画の指針となるべきものを定めるものとする事とすること。（第7条の2第2項関係）
- ③ 厚生労働大臣は、障害者活躍推進計画作成指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととすること。（第7条の2第3項関係）

ロ 障害者活躍推進計画

- ① 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画作成指針に即して、当該機関が実施する障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）を作成しなければならないこととすること。（第7条の3第1項関係）

② 障害者活躍推進計画においては、計画期間、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標並びに実施しようとする障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期を定めるものとする。こととする。こと。

(第7条の3第2項関係)

③ 厚生労働大臣は、国又は地方公共団体の任命権者の求めに応じ、障害者活躍推進計画の作成に関し必要な助言を行うことができる。こととする。こと。

④ 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。こととする。こと。

⑤ 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。こととする。こと。

⑥ 国及び地方公共団体の任命権者は、毎年少なくとも一回、障害者活躍推進計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。こととする。こと。

⑦ 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画に基づく取組を実施するとともに、障害者活躍推進計画に定められた目標を達成するように努めなければならない。こととする。こと。

(3) 国及び地方公共団体の任命権者による対象障害者である職員の任免に関する状況の公表(公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日施行)

国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に通報した対象障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。))をいう。以下同じ。)である職員の任免に関する状況の内容を公表しなければならない。こととする。こと。

(第40条第2項関係)

(4) 特定短時間労働者の雇用の促進及び継続を図るための特例給付金制度(令和2年4月1日施行)

イ 厚生労働大臣は、特に短い労働時間以外での労働が困難な状態にある対象障害者を特定短時間労働者(短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間の範囲内にある者をいう。以下同じ。)として雇い入れる事業主又は対象障害者である特定短時間労働者を雇用する事業主に

対して、これらの者の雇入れ又は雇用の継続の促進を図るための特例給付金を支給する業務を行うこととすること。（第49条第1項第1号の2関係）

ロ イの特例給付金は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が支給することとすること。（第51条第1項関係）

ハ 障害者雇用納付金について、イの特例給付金の支給に要する費用に充てることができることとすること。（第53条第1項関係）

(5) 基準に適合する事業主の認定等（令和2年4月1日施行）

イ 厚生労働大臣は、その雇用する労働者の数が常時300人以下である事業主からの申請に基づき、当該事業主について、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組に関し、当該取組の実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができることとすること。（第77条第1項関係）

ロ イの認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（以下「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができることとし、何人も、この場合を除くほか、商品等に当該表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととすること。（第77条の2関係）

ハ 厚生労働大臣は、認定事業主がイの基準に適合しなくなつたと認めるとき、この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又は不正の手段によりイの認定を受けたときは、イの認定を取り消すことができることとすること。（第77条の3関係）

(6) 国及び地方公共団体における障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任（公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日施行）

イ 国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働省令で定めるところにより、障害者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るために必要な施設又は設備の設置又は整備その他の諸条件の整備を図るための業務、障害者活躍推進計画の作成及び障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の円滑な実施を図るための業務等を担当する者を選任しなければならないこととすること。（第78条第1項関係）

ロ 国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働省令で定める数以上の障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（厚生労働省令で定める者に限る。）に限る。）である職員が勤務する事業所においては、その勤務する職員であつて、厚生労働大臣が行う講習を修了したもののその他厚生労働省令で定

める資格を有するものうちから、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者にその勤務する障害者である職員の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならないこととする。 (第79条第1項関係)

(7) 国及び地方公共団体の任命権者に対する解雇の届出義務の適用 (公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日施行)

国及び地方公共団体の任命権者は、障害者である職員を免職する場合 (職員の責めに帰すべき理由により免職する場合その他厚生労働省令で定める場合を除く。) には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならないこととする。 (第81条第2項関係)

2 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

(1) 当該機関に勤務する職員又は当該事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、厚生労働省令で定める書類により行うものとする。 (第38条第6項及び第43条第9項関係) (公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日施行)

(2) 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体の任命権者に対して、(1)の確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする。 (第38条第7項関係) (公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日施行)

(3) 国及び地方公共団体の任命権者並びに民間の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、対象障害者の確認に関する書類で厚生労働省令で定めるものを保存しなければならないこととする。 (第81条の2関係) (公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日施行)

(4) 厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、この法律を施行するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、国又は地方公共団体の任命権者に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を求めることができることとする。 (第82条第1項関係) (公布日 (令和元年6月14日) 施行)

3 その他

(1) 罰則規定の整備 (第86条の4関係) (令和2年4月1日施行)

罰則について所要の規定の整備を行うこと。

(2) 経過措置（附則第2条及び第3条関係）

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

(3) 検討（附則第4条関係）

政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令関係（公布日（令和元年6月14日）施行）

改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律第82条第1項として、厚生労働大臣又は公共職業安定所長による国又は地方公共団体の任命権者に対する報告徴収の規定を新設したことに伴い、同項において厚生労働省令で定めることとされている報告徴収の方法について規定するとともに、条項ずれの手当等を行うもの。

第3 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件関係（公布日（令和元年6月14日）施行）

改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律第82条第1項として、厚生労働大臣又は公共職業安定所長による国又は地方公共団体の任命権者に対する報告徴収の規定を新設したことに伴い、条項ずれの手当を行うもの。